

# 京都府公報

号外 第 9 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

| 条 例   | ページ |  | ページ        |
|---|-----|--|------------|
| ○京都府府税条例等の一部を改正する条例<br>(職員総務課、人事課、税務課)  | 10  | ○児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備<br>等の基準に関する条例の一部を改正する<br>条例                                | (家庭支援課) 20 |
| ○京都府旅費条例の一部を改正する条例 (職員総務課)  | 11  | ○京都府長田野工業用水道の供給料金等に<br>関する条例の一部を改正する条例   | (公営企画課) 21 |
| ○職員の給与等に関する条例の一部を改正<br>する条例 ( )   | 〃   | ○情報通信技術を活用した京都府議会の活<br>動の推進に関する条例  | (議会事務局) 〃  |
| ○困難な問題を抱える女性への支援に関す<br>る法律の施行に伴う関係条例の整理に関<br>する条例<br>(職員総務課、人事課、生活衛生課、家庭支援課)                | 〃   | ○京都府議会委員会条例及び京都府政務活<br>動費の交付に関する条例の一部を改正す<br>る条例 ( )                           | 23         |
| ○職員の退職手当に関する条例の一部を改<br>正する条例 (職員総務課)  | 12  | ○京都府公立学校情報機器整備等基金条例<br>(教育庁 ICT 推進課)   | 24         |
| ○京都府知事及び副知事の給与の額の特例<br>に関する条例の一部を改正する条例 ( )   | 〃   | ○警察職員の定員に関する条例の一部を改<br>正する条例 (警察本部警務課)   | 〃          |
| ○管理職員等の給与の特例に関する条例の<br>一部を改正する条例 ( )  | 〃   | ○京都府警察手数料徴収条例の一部を改正<br>する条例 (警察本部生活安全企画課、交通企画課)                                | 25         |
| ○京都府漁港管理条例等の一部を改正する<br>条例 (人事課、水産課、河川課、都市計画課)   | 〃   | <b>規 則</b>   |            |
| ○京都府監査委員条例等の一部を改正する条例<br>(人事課、<br>環境管理課、医療課、公営企画課、監査委員事務局)                                  | 13  | ○電子計算組織による給与事務の処理に関<br>する規則の一部を改正する規則 (職員総務課)                                  | 〃          |
| ○住民基本台帳法施行条例の一部を改正す<br>る条例 (自治振興課)  | 〃   | ○京都府警察手数料徴収条例施行規則の一<br>部を改正する規則<br>(警察本部生活安全企画課、交通企画課)                         | 〃          |
| ○住民基本台帳法施行条例及び行政手続に<br>おける特定の個人を識別するための番号<br>の利用等に関する法律施行条例の一部を<br>改正する条例 (自治振興課、デジタル政策推進課) | 〃   | <b>告 示</b>   |            |
| ○京都府手数料徴収条例等の一部を改正す<br>る条例 (脱炭素社会推進課、建築指導課)   | 14  | ○京都府産休代替職員設置費補助金交付要<br>綱及び京都府社会福祉施設産休代替職員<br>雇用費補助金交付要綱の一部改正<br>(こども・青少年総合対策室) | 〃          |
| ○水質汚濁防止法に基づく排水基準に関す<br>る条例の一部を改正する条例 (環境管理課)  | 15  | ○民間社会福祉施設整備資金借入金利子補<br>給金等交付要綱等の一部を改正する告示<br>(高齢者支援課)                          | 26         |
| ○京都府旅館業の適切な実施の確保等に関<br>する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)   | 16  | <b>教 育 委 員 会</b>   |            |
| ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療<br>施設の人員等の基準に関する条例を廃止<br>する等の条例 (高齢者支援課)                                | 〃   | ○京都府教育委員会報酬等支払事務取扱規程及び京<br>都府教職員給与支払事務取扱規程の一部を改正す<br>る訓令                       | 28         |
| ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法<br>律に基づく任意入院者の症状等の報告に<br>関する条例の一部を改正する条例 (障害者支援課)                       | 17  | <b>人 事 委 員 会</b>   |            |
| ○京都府障害のある人もない人も共に安心<br>していきいきと暮らしやすい社会づくり<br>条例の一部を改正する条例 ( )                               | 〃   | ○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改<br>正する規則   | 〃          |
| ○社会福祉法に基づく女性自立支援施設の<br>設備等の基準に関する条例 (家庭支援課)   | 〃   | ○職員の在宅勤務等手当に関する規則  | 〃          |
|   |     | ○職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規<br>則   | 29         |

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇京都府府税条例等の一部を改正する条例（京都府条例第 4 号）（職員総務課、人事課、税務課）

#### 1 改正の理由

府税事務の執行体制の効率化及び強化を図るため、京都市内に所在する京都東府税事務所、京都西府税事務所、京都南府税事務所及び自動車税管理事務所（以下「市内府税事務所等」という。）を統合し、「京都府府税事務所」として再編するため、関係条例について所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部改正

ア 各市内府税事務所等の長に委任していた賦課徴収等の権限を統合後の京都府府税事務所の長に委任することとした。（第 1 条（第 4 条）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。

##### (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部改正

特殊勤務手当の支給の対象となる職員について、所要の規定整備を行うこととした。（第 2 条（第 3 条）関係）

##### (3) 京都府行政機関設置条例（平成12年京都府条例第 3 号）の一部改正

統合後の京都府府税事務所の設置、その所管区域等を定めることとした。（第 3 条（第 3 条）関係）

#### 3 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

### ◇京都府旅費条例の一部を改正する条例（京都府条例第 5 号）（職員総務課）

#### 1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、指定職の職務又は 7 級以上の職務にある者の旅費について、引き続き 1 年間、所要の引下げを行うものである。

#### 2 改正の内容

指定職の職務又は 7 級以上の職務にある者の旅費について、引き続き令和 7 年 3 月 31 日までの間、別表第 1 及び別表第 2（宿泊料、移転料等）において直近下位の支給区分をそれぞれ適用して支給することとした。（附則第 4 項関係）

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### ◇職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第 6 号）（職員総務課）

#### 1 改正の理由

令和 5 年 10 月 16 日付けで職員の給与等に関する人事委員会の報告・勧告がなされたことを踏まえ、在宅勤務等手当の新設を行うものである。

#### 2 改正の内容

新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命じられた職員には、月額 3,000 円を支給することとした。（第 13 条の 3 関係）

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### ◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（京都府条例第 7 号）（職員総務課、人事課、生活衛生課、家庭支援課）

#### 1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の制定に伴い、関係条例について所要の整理を行うものである。

2 制定の内容

次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととした。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）
- (2) 京都府行政機関設置条例（平成12年京都府条例第3号）
- (3) 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例（平成16年京都府条例第34号）
- (4) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）
- (5) 京都府子どもを虐待から守る条例（令和4年京都府条例第12号）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第8号）（職員総務課）

1 改正の理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

国立大学法人法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（附則第13項関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第9号）（職員総務課）

1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、知事及び副知事の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。

2 改正の内容

知事及び副知事の給料及び地域手当並びに期末手当について、引き続き令和7年3月31日までの間、知事は100分の8を、副知事は100分の4を減額して支給することとした。（第1条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第10号）（職員総務課）

1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、管理職員等の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。

2 改正の内容

管理職員、指定職給料表の適用を受ける職員、教育長、常勤の監査委員及び常勤の人事委員会委員の給料について、引き続き令和7年3月31日までの間、管理職員については100分の1.5（行政職給料表9級以上の者（他の給料表適用者で行政職給料表9級以上に相当する者を含む。）にあっては、100分の2）を、それ以外の者については100分の4を減額して支給することとした。（第1条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府漁港管理条例等の一部を改正する条例（京都府条例第11号）（人事課、水産課、河川課、都市計画課）

1 改正の理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の規定による漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 京都府漁港管理条例（昭和35年京都府条例第7号）の一部改正
  - ア 法の題名改正に伴い、所要の規定整備を行うこととする。（第1条（第1条）関係）
  - イ 府有施設の使用又は占用について、使用許可の期間の上限を1年に、占用許可の期間の上限を10年に引き上げることとした。（第1条（第9条）関係）
  - ウ 暴力団員等に対し、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定等をしてはならないこととした。（第

1条（第10条）関係）

エ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者のうち、土地又は水面を占有して事業を実施する事業者等について、土砂採取料又は占用料を徴収することとした。（第1条（第12条）関係）

オ その他所要の規定整備を行うこととした。

(2) 京都府風致地区条例（昭和45年京都府条例第6号）の一部改正

ア 法の題名改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第2条（第5条）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。

(3) 京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正（平成12年京都府条例第4号）

ア 法の題名改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第3条（第2条）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。

(4) 京都府海岸等管理条例の一部改正（平成12年京都府条例第10号）

法の題名改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第4条（第2条）関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府監査委員条例等の一部を改正する条例（京都府条例第12号）（人事課、環境管理課、医療課、公営企画課、監査委員事務局）

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例について、地方自治法等の条ずれ等に伴い、所要の規定整備を行うこととした。

(1) 京都府監査委員条例（昭和39年京都府条例第43号）

(2) 京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）

(3) 京都府病院事業の設置等に関する条例（昭和42年京都府条例第8号）

(4) 公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例（昭和45年京都府条例第30号）

(5) 京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年京都府条例第1号）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（京都府条例第13号）（自治振興課）

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 附票本人確認情報の開示を受ける者は、費用を負担しなければならないこととした。（第5条関係）

(2) 京都府情報公開・個人情報保護審議会に、附票本人確認情報の保護に関する事項の調査審議及び建議を行わせることとした。（第6条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

改正法第2条中住民基本台帳法第4章の3を同法第4章の4とし、同法第4章の2の次に1章を加える改正規定の施行の日。ただし、(2)については、令和6年3月27日

(2) 準備行為

附票本人確認情報の保護に関する事項のうち知事が必要と認めるものについては、この条例の施行前においても、京都府情報公開・個人情報保護審議会に調査審議を行わせることができることとした。（附則第2項関係）

◇住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（京都府条例第14号）（自治振興課、デジタル政策推進課）

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5

年法律第48号。以下「改正法」という。)等による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

### (1) 住民基本台帳法施行条例(平成14年京都府条例第24号)の一部改正

ア 条例により本人確認情報を利用し、又は提供することができる事務について、準法定事務のうち総務省令で定めるものが含まれる場合には、当該準法定事務に該当するものを除くこととした。(第1条(第2条、第3条)関係)

イ 住民基本台帳法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第1条(第5条、第6条)関係)

### (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)の一部改正

ア 番号利用法の別表の項ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第2条(別表第2)関係)

イ 番号利用法に規定する条例で定める事務について、準法定事務が含まれる場合には、当該準法定事務に該当するものを除くこととした。(第3条(第1条)関係)

ウ 番号利用法別表第2が削除されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条(別表第2)関係)

## 3 施行期日

改正法の施行の日。ただし、2の(2)のアについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第56条の規定の施行の日

## ◇京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例(京都府条例第15号)(脱炭素社会推進課、建築指導課)

### 1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 京都府手数料徴収条例(平成12年京都府条例第1号)の一部改正

法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の題名の改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第1条(別表第2)関係)

#### (2) 京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)の一部改正

法の題名の改正及び条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第2条(第26条の2)関係)

#### (3) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)の一部改正

法の題名の改正、条ずれ等に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第3条(第7条の3、第7条の4)関係)

### 3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2の(2)の一部及び(3)の一部は、改正法の施行の日

## ◇水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第16号)(環境管理課)

### 1 改正の理由

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)による有害物質(六価クロム化合物)の規制強化に伴い、条例で定める上乘せ基準よりも厳しい基準となったため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

六価クロム化合物に関する排水基準の規定を削除することとした。(別表第1関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年4月1日

#### (2) 経過措置

排水基準について、所要の経過措置を設けることとした。

## ◇京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第17号)(生活衛生課)

### 1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 簡易宿所営業の施設において客の用途に供する施設を他の営業の用途に供する施設と明確に区画された構造としなければならない規定を削除することとした。（第5条関係）
- (2) 旅館業法に規定する宿泊拒否事由の改正等を踏まえ、条例に規定する宿泊拒否事由を整理することとした。（第7条関係）

3 施行期日

令和6年3月27日

◇介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例を廃止する等の条例（京都府条例第18号）（高齢者支援課）

1 廃止等の理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）の規定の失効に伴い、所要の廃止等を行うものである。

2 廃止等の内容

- (1) 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第31号）の廃止（第1条関係）

旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）に係る経過措置期間の満了に伴い、適用対象となる施設が消滅するため、条例を廃止することとした。

- (2) 次に掲げる条例について、介護療養型医療施設に係る経過措置期間の満了に伴う所要の改正を行うこととした。（第2条～第4条関係）

ア 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例（平成16年京都府条例第34号）

イ 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）

ウ 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第19号）（障害者支援課）

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第1条、第2条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例（京都府条例第20号）（障害者支援課）

1 改正の理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 事業者による障害者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供について、現行の努力義務から義務へと改めることとした。（第8条関係）

- (2) 府は、特定相談等を的確に行うため、これらに従事する人材の育成及び確保その他の必要な体制の整備を図ることとした。(第9条、第13条の2関係)
- (3) 京都府障害者相談等調整委員会の助言又はあっせんの対象に、合理的配慮の提供義務違反に該当する事案を追加することとした。(第14条関係)
- (4) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和6年4月1日

◇社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例（京都府条例第21号）（家庭支援課）

1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の制定及び同法の施行に伴う女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）の制定により、女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第1条関係)
- (2) 女性自立支援施設の運営等に関する基本方針を定めることとした。(第2条関係)
- (3) 女性自立支援施設は、この基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう努めることとした。(第3条関係)
- (4) 女性自立支援施設の設備及び運営に関し、次に掲げる基準を定めることとした。(第4条～第20条関係)
  - ア 職員の員数その他人員に関する基準
  - イ 居室の設置その他設備に関する基準
  - ウ 衛生管理その他運営に関する基準
- (5) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第21条関係)

3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和6年4月1日
- (2) 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第41号）の廃止  
社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例を廃止することとした。(附則第2項関係)
- (3) 経過措置  
施設長の任用に関し、所要の経過措置を定めることとした。(附則第3項関係)

◇児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第22号）（家庭支援課）

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設の長が児童等の自立支援計画を策定するときの勘案事項について、児童等の意見又は意向を追加することとした。(第32条、第40条、第64条、第98条、第108条関係)
- (2) 里親支援センターの設備等の基準を定めることとした。(第116条～第121条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第23号）（公営企画課）

1 改正の理由

近年の電力調達料金高騰の影響等を踏まえ、今後も健全な事業運営が継続できるよう、供給料金の改定を行うものである。

2 改正の内容

長田野工業用水道の供給料金を改定することとした。(第7条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

◇情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例（京都府条例第24号）（議会事務局）

1 制定の理由

情報通信技術を活用した京都府議会（以下「議会」という。）の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る府民及び京都府議会議員の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な府民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与するため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 目的（第1条関係）

この条例の目的を明らかにすることとした。

(2) 定義（第2条関係）

この条例における用語の意義を規定することとした。

(3) 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）

他の条例等の規定において書面等により行うこと等が規定されている申請等を電子情報処理組織により行わせることができること及びその手続を規定することとした。

(4) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

他の条例等の規定において書面等により行うこと等が規定されている処分通知等を電子情報処理組織により行うことができること及びその手続を規定することとした。

(5) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されている縦覧等を電磁的記録に記録されている事項等により行うことができることを規定することとした。

(6) 電磁的記録による作成等（第6条関係）

他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されている作成等を電磁的記録により行うことができること及びその手続を規定することとした。

(7) 適用除外（第7条関係）

この条例の適用除外となる手続について規定することとした。

(8) 添付書面等の省略（第8条関係）

他の条例等の規定において申請等に際し添付することが規定されている書面等を省略できる場合について規定することとした。

(9) 委任（第9条関係）

この条例の実施に関し必要な事項について議長が別に定めることを規定することとした。

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府議会委員会条例及び京都府政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第25号）（議会事務局）

1 改正の理由

京都府議会（以下「議会」という。）の委員会における公聴会並びに議会の会派及び議員の政務活動費の収支報告について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定める等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）の一部改正

ア 委員会を原則公開とすることとした。（第1条（第16条）関係）

イ 公聴会に出席して意見を述べようとする者が委員会に対しあらかじめ行う、意見を述べようとする理由及び案件に対する賛否の申出について、電子情報処理組織により行わせることができることとした。（第1条（第21条）関係）

ウ 委員会が特に許可した場合に、公述人が電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができることとした。（第1条（第25条）関係）

エ 記録の作成を電磁的記録により行うことができることとした。（第1条（第26条）関係）

オ その他所要の規定整備を行うこととした。

(2) 京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）の一部改正

議会の会派の代表者及び議員から議長への政務活動費に係る収入及び支出の状況の報告について、電磁的記録をもって行うことができることとした。（第2条（第11条）関係）



- 3 施行期日  
令和6年4月1日

◇京都府公立学校情報機器整備等基金条例（京都府条例第26号）（教育庁ICT教育推進課）

1 制定の理由

学校教育の情報化の推進のために必要な情報通信機器その他の機器の整備等に要する経費の財源に充てることを目的とする京都府公立学校情報機器整備等基金（以下「基金」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) 基金の設置について定めることとした。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）
- (4) 基金の運用収益は、予算に計上し、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）
- (5) 基金は、その目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第5条関係）
- (6) 知事は、財政上必要があると認めるときは、繰戻し方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）
- (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第7条関係）

3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和6年3月27日
- (2) 失効  
令和11年3月31日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日限りで効力を失うこととした。

◇警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第27号）（警察本部警務課）

1 改正の理由

定年引上げに係る経過措置の期間中において、定年退職者が発生しない年度が隔年ごとに生じることに伴い、警察官の採用者数の平準化を図るために必要な警察官の定員の特例を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、令和10年4月1日から令和11年3月31日まで、令和12年4月1日から令和13年3月31日まで及び令和14年4月1日から令和15年3月31日までの各期間において、警察官の員数が定員を超えることとなるときは、その超える員数の警察官は、80人を超えない範囲内で、定員の外に置くことができることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（京都府条例第28号）（警察本部生活安全企画課、交通企画課）

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、府が徴収する手数料について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づき手数料を徴収する事務のうち、認定証の再交付及び書換えに係る事務の廃止に伴い、規則において定めていた審査の手数料の額について、条例で規定することとした。（別表第1関係）
- (2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づき手数料を徴収する事務の廃止に伴い当該手数料に係る規定を削除することとした。（別表第1関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

**条 例**

次に掲げる条例をここに公布する。

- 京都府府税条例等の一部を改正する条例
- 京都府旅費条例の一部を改正する条例
- 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府漁港管理条例等の一部を改正する条例
- 京都府監査委員条例等の一部を改正する条例
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例
- 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例を廃止する等の条例
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例
- 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例
- 情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例
- 京都府議会委員会条例及び京都府政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府公立学校情報機器整備等基金条例
- 警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

令和6年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第4号

京都府府税条例等の一部を改正する条例

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)又はこの条例で定める府税に係る」を「規則で定めるところにより、」に、「過料」を「この条例に定める過料(次項において「過料」という。)」に、「法第20条の10の規定による証明書の交付に関する」を「第3項及び第5項に規定する」に改め、「規則に定めるところにより、」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「若しくは事業所又はその者の」を「、事業所又は」に、「徴収金」を「徴収金又は過料」に、「ときは、前2項」を「場合は、前項」に、「限り」を「限り、当該」に、「第1項」を「、又は課税地を所管しない府税事務所等のうち知事が指定する府税事務所等を課税地を所管する府税事務所等とみなして、同項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 知事は、規則で定めるところにより、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の10の規定による証明書の交付に関する権限を府税事務所等の長に委任する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「若しくは事業所又はその者の」を「、事業所又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「(当該所在地が京都市、向日市、長岡京市又は乙訓郡の区域内にある場合にあつては、京都府京都南府税事務所)」を削り、同項を同条第5項とする。

第17条中「府庁」を「規則で定めるところにより、府庁」に改め、「若しくは京都府自動車税管理事務所」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年京都府条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、京都府広域振興局又は京都府自動車税管理事務所」を「又は京都府広域振興局」に改め、同条第2項第1号中「、京都府広域振興局」を「又は京都府広域振興局」に、「限る。）」に改め、「又は京都府自動車税管理事務所」を「限る。）」に改め、「又は京都府自動車税管理事務所の長」を削る。

(京都府行政機関設置条例の一部改正)

第3条 京都府行政機関設置条例(平成12年京都府条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(京都府府税事務所)

第3条 府税に関する事務を分掌させるため、京都府府税事務所を設置する。

2 京都府府税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称       | 位置    | 所管区域  |
|----------|-------|---|
| 京都府府税事務所 | 京都市南区 | 府税(自動車税を除く。)に関する事務については京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡、自動車税に関する事務については府の全区域 |

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

京都府条例第5号

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第6号

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条中第21号を第22号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 在宅勤務等手当

第13条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第13条の3 住居その他これに準じるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第26条第6項中「地域手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第10項中「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

京都府条例第7号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年京都府条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第1号中「婦人相談」を「女性相談」に改める。

(京都府行政機関設置条例の一部改正)

第2条 京都府行政機関設置条例(平成12年京都府条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項」に、「京都府婦人相談所」を「京都府女性相談支援センター」に改め、同条の表京都府家庭支援総合センターの項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

(京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例の一部改正)

第3条 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例(平成16年京都府条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとし、同号に次のように加える。

ク 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に規定する女性自立支援施設

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第36号)の一部を次のように改正する。

第43条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第115条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(京都府子どもを虐待から守る条例の一部改正)

第5条 京都府子どもを虐待から守る条例(令和4年京都府条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第8号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第9号

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例（平成11年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第10号

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改め、「第6条まで」の右に「並びに附則第14項及び第22項」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第11号

京都府漁港管理条例等の一部を改正する条例

（京都府漁港管理条例の一部改正）

第1条 京都府漁港管理条例（昭和35年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第9条第1項第3号中「占有し」を「占用し」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の許可に係る使用又は占用（以下「使用等」という。）の期間は、次の各号に掲げる使用等の区分に応じ当該各号に定める期間（特別の必要があると知事が認める場合にあっては、知事が必要と認める期間）を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(1) 第1項第1号及び第2号の規定による府有施設の使用 1年

(2) 第1項第3号の規定による府有施設の占用 10年

第10条の見出しを「(暴力団員等への貸付け等の禁止)」に改め、同条中「許可」を「許可又は法第43条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の認定」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、暴力団員等に対し、法第37条の2第4項又は第44条第1項の規定により行政財産を貸し付けてはならない。

第12条の見出しを「(土砂採取料等)」に改め、同条第1項中「法」を「漁港の区域内の水域（府以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法」に、「許可」を「採取若しくは占用の許可」に、「者」を「者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に、「占用料」を「占用料（以下「土砂採取料等」という。）」に改め、同条第2項中「土砂採取料及び占用料」を「土砂採取料等」に改める。

第18条中「土砂採取料又は占用料」を「土砂採取料等」に改める。

（京都府風致地区条例の一部改正）

第2条 京都府風致地区条例（昭和45年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第22号及び第23号を次のように改める。

(22) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設の工事（同条第1号に掲げる基本施設並びに同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事に限る。）の施行又は管理に係る行為

(23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設（以下「港湾施設」という。）

（同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を含む。）の工事（同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により当該港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事に限る。）の施行又は管理に係る行為

（京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第3条 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項の(1)中「立会い」を「同項ただし書の規定による立会い」に改め、同項の(1)のA中「漁港漁

場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「漁港区域」を「漁港の区域」に、「以下この項」を「(2)のア及び(3)」に改め、同表の6の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(京都府海岸等管理条例の一部改正)

第4条 京都府海岸等管理条例(平成12年京都府条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府漁港管理条例第9条の規定による許可及びこれに必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

京都府条例第12号

京都府監査委員条例等の一部を改正する条例

(京都府監査委員条例の一部改正)

第1条 京都府監査委員条例(昭和39年京都府条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「法第199条第6項」を「第199条第6項」に、「第7項、法」を「第7項、」に、「、法第243条の2の2第3項」を「若しくは第243条の2の8第3項」に改める。

第7条中「及び法」を「及び」に改める。

(京都府公営企業の設置等に関する条例及び京都府病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「おいて」の右に「読み替えて」を加え、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 京都府公営企業の設置等に関する条例(昭和41年京都府条例第43号)第7条

(2) 京都府病院事業の設置等に関する条例(昭和42年京都府条例第8号)第4条

(公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例(昭和45年京都府条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第173条の2」を「第173条の6」に改める。

(京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年京都府条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。)第243条の2第1項」を「)第243条の2の7第1項」に改める。

第2条中「ものとする」を削り、同条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第13号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成14年京都府条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「の規定による本人確認情報の」を「(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定による」に改める。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の40第2項」の右に「(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「改正法」という。)第2条中住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第4章の3を同法第4章の4とし、同法第4章の2の次に1章を加える改正規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正法第2条の規定による改正後の住民基本台帳法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項のうち知事が必要と認めるものについては、知事は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の住民基本台帳法施行条例第6条の規定の例により、京都府情報公開・個人情報保護審議会に調査審議を行わせることができる。

京都府条例第14号

住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 住民基本台帳法施行条例(平成14年京都府条例

第24号)の一部を次のように改正する。  
 第2条中「事務は」を「条例で定める事務は」に改め、同条第2号中「もの」の右に「(当該事務に法第30条の15の2第1項に規定する準法定事務(以下「準法定事務」という。)のうち同条第2項に規定する総務省令で定めるものが含まれる場合には、当該準法定事務に該当するものを除く。)」を加える。

第3条中「及び事務」を削り、「の区分に応じ、」を「とし、同号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関が行う」に改め、同条第2号中「もの」の右に「(当該事務に準法定事務のうち法第30条の15の2第3項に規定する総務省令で定めるものが含まれる場合には、当該準法定事務に該当するものを除く。)」を加える。

第5条及び第6条中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「同表の9の項」を「同表の11の項」に改め、同表の4の項中「別表第2の26の項」を「別表第2の37の項」に改める。

第3条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「左欄」を「各項の左欄」に、「右欄」を「当該各項の右欄」に、「事務」を「事務(当該事務に法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。以下この号において「法定事務」という。)が含まれる場合には、当該法定事務に該当するものを除く。)」に改め、同項第2号中「左欄」を「各項の左欄」に、「中欄」を「当該各項の中欄」に、「右欄」を「当該各項の右欄」に、「記載され」を「記録され」に、「当該他の事務」を「当該執行機関が行う当該他の事務」に改め、同条第2項中「第1欄」を「各項の第1欄」に、「が、同表の第3欄」を「が、同表の当該各項の第3欄」に、「第2欄」を「当該各項の第2欄」に、「第4欄」を「当該各項の第4欄」に、「は、同表の第3欄に掲げる」を「は、当該」に改め、同条第3項第3号中「特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報(以下「利用特定個人情報」という。)」に改める。

別表第2の1の項から4の項までを次のように改める。

|   |    |   |                         |
|---|----|---|-------------------------|
| 1 | 知事 | 法第19条第8号に規定する特定個人情報利用事務(以下「特定個人情報利用事務」という。)で知事が行うもの | 当該特定個人情報利用事務に係る利用特定個人情報 |
|---|----|---|-------------------------|

|   |    |  |   |
|---|----|--|---|
| 2 | 知事 | 1の項の中欄に掲げる事務(生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)が当該特定個人情報利用事務に係る利用特定個人情報に含まれるものに限る。)であって規則で定めるもの | 外国人に対する生活保護法に基づく事務に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 3 | 知事 | 小児慢性特定疾病医療支援事務であって規則で定めるもの   | 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの   |
| 4 | 知事 | 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの  | 特定個人情報利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたもの                     |

附 則

- この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第56条の規定の施行の日から施行する。
- この条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和6年京都府条例第 号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

京都府条例第15号

京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(京都府手数料徴収条例の一部改正)

第1条 京都府手数料徴収条例(平成12年京都府条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の63の8の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の63の9の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向

上等に関する法律施行規則」に改める。  
 (京都府地球温暖化対策条例の一部改正)  
 第2条 京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)の一部を次のように改正する。  
 第26条の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第18条各号」を「第20条各号」に改める。  
 (京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正)

第3条 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)を次のように改正する。  
 第7条の3第1項中「建築物をいう」の右に「。第3項において同じ」を、「設計をいう」の右に「。以下この項及び次項において同じ」を、「の建築物の」の右に「新築又は規則で定める増築に係る」を、「対し、当該」の右に「設計に係る」を加え、「又は記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「前項の設計」を「当該設計」に改め、同条第3項中「交付した」を「交付し、又は提供した」に、「電磁的記録」を「当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定建築物、準特定建築物又は小規模建築物の設計者は、第1項の規定による書面の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該設計者は、当該書面を交付したものとみなす。  
 第7条の4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第18条各号」を「第20条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中京都府地球温暖化対策条例第26条の2の改正規定(「第18条各号」を「第20条各号」に改める部分に限る。)及び第3条中京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第7条の4の改正規定(「第18条各号」を「第20条各号」に改める部分に限る。)は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行の日から施行する。

京都府条例第16号

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)の一部を次のように改正する。  
 別表第1の(1)の表中

| 許 容 限 度              |   |                         |
|----------------------|---|-------------------------|
| シアン化合物               | 有機燐化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) | 六価クロム化合物                |
| 1リットルにつきシアン 0.8ミリグラム | 1リットルにつき0.8ミリグラム                              | 1リットルにつき六価クロム 0.4ミリグラム  |
| 1リットルにつきシアン 0.5ミリグラム | 1リットルにつき0.5ミリグラム                              | 1リットルにつき六価クロム 0.25ミリグラム |

を

| 許 容 限 度              |   |
|----------------------|---|
| シアン化合物               | 有機燐化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) |
| 1リットルにつきシアン 0.8ミリグラム | 1リットルにつき0.8ミリグラム                              |
| 1リットルにつきシアン 0.5ミリグラム | 1リットルにつき0.5ミリグラム                              |

に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年環境省令第4号)附則第2条又は第3条の規定の適用を受ける特定事業場に係る排水の六価クロム化合物による汚染状態についての排水基準(水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例第2条の排水基準をいう。)については、なお従前の例による。

京都府条例第17号

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例（昭和23年京都府条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第3項並びに」を削り、同条第3項を削る。

第7条を次のように改める。

（宿泊拒否の事由）

第7条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合において、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあると認められること。

ア 宿泊しようとする者が泥酔等により正常な行為ができないおそれのある状態にあることにより、他の宿泊客に対し、迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

イ 宿泊しようとする者の言動が著しいけん騒にわたること等により、他の宿泊客に対し、迷惑を及ぼすものであるとき。

(2) 宿泊しようとする者が明らかにその宿泊に係る宿泊料についての支払能力のない者であると認められること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第7条の規定は、この条例の施行前に旅館業の施設に宿泊を開始した者がこの条例の施行後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊しているときの当該宿泊についても適用する。

京都府条例第18号

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例を廃止する等の条例

（介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例の廃止）

第1条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第31号）は、廃止する。

（京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例の一部改正）

第2条 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例（平成16年京都府条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号カ(ア)中「、介護医療院及び介護療養型医療施設」を「及び介護医療院」に改める。

（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等

の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）の一部を次のように改正する。

第192条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同項中同号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第193条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第208条第1項第2号を削り、同項第3号中「平成18年旧介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（次号において「平成18年旧介護保険法」という。）」に改め、同項中同号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第176条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同項中同号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第177条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第193条第1項第2号を削り、同項第3号中「平成18年旧介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（次号において「平成18年旧介護保険法」という。）」に改め、同項中同号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例



(令和6年京都府条例第 号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例によって改正されるものとする。

京都府条例第19号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年京都府条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改め、「任意入院者」の右に「(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改め、「同項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第20号

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に、「不利益取扱い」を「不利益取扱い等」に改める。

第8条第1項中「府」を「府及び事業者」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第2項を削る。

第9条第1項第3号中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2項中「ときは」の右に「、これに的確に応じ、関係者においてその紛争の防止又は解決を図ることができるよう」を加え、同項第1号中「特定相談に応じ、」を削る。

第2章第2節中第13条の次に次の1条を加える。

(人材の育成及び確保)

第13条の2 府は、特定相談その他この節の規定による措置を的確に行うため、これらに従事する人材の育成及び確保その他の必要な体制の整備を図るものとする。

第2章第3節の節名中「不利益取扱い」を「不利益取扱い等」に改める。

第14条第1項中「又は第7条」を「から第8条まで」に、「不利益取扱い」を「不利益取扱い等」に改め、同条第2項中「不利益取扱い」を「不利益取扱い等」に改める。

第17条第1項第3号中「不利益取扱い」を「不利益取扱い等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第21号

社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

4 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、当該女性自立支援施設の職員に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項並びに入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(第15条第4項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第15条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  
(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員)

第9条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、栄養士又は調理員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員

(3) 栄養士又は調理員

(4) 看護師又は心理療法担当職員

(5) 事務員

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

3 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

4 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人權に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に掲げる耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に掲げる準耐火建築物をいう。同項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に関して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の仕様等の基準は、規則で定める。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(自立支援等)

第13条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人としての尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第14条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第16条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療器械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第17条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)第18条の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところによ

り管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第18条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都府子どもを虐待から守る条例(令和4年京都府条例第12号)第1条第4号に規定する性暴力被害者ワンストップ相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第19条 女性自立支援施設において、施設長その他規則で定める職員は、京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 女性自立支援施設は、その運営について、京都府暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例の廃止)
- 2 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第41号)は、廃止する。  
(施設長の任用に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、前項の規定による廃止前の社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例第9条の要件を満たす者として同条の施設長に任用されていた者は、施行日以後引き続き女性自立支援施設の施設長に任用されている間は、第10条の要件を満たす者として当該施設長に任用された者とみなす。

京都府条例第22号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則(第116条・第117条)」を「第15章 里親支援センター(第116条—第121条) 第16章 雑則(第122条・第123条)」に改める。

第5条の3第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第32条中「ついて、」の右に「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見を聴取する手続その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、当該」を加える。

第34条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第40条中「ついて、」の右に「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見を聴取する手続その他の措置をとることにより、当該母子それぞれの意見又は意向、当該」を加える。

第43条中「児童家庭支援センター」の右に「、里親支援センター」を加える。

第64条中「ついて、」の右に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見を聴取する手続その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該」を加える。

第67条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第98条中「ついて、」の右に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見を聴取する手続その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該」を加える。

第101条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第108条中「ついて、」の右に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見を聴取する手続その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該」を加える。

第111条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第117条を第123条とし、第116条を第122条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備)

第116条 里親支援センターには、事務室、相談室等、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(以下この章において「里親等」という。)が訪問することができる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第117条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かななければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この章において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この章において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有

する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第118条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者  
 (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

- (3) 知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第119条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親等(小規模住居型児童養育事業に従事する者及びその者に養育される児童を含む。第121条において同じ。)への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第120条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第121条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第23号

京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例

京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例(昭和47年京都府条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「24円」を「27円」に改め、同項第2号中「29円」を「33円」に改め、同項第3号中「48円」を「54円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
 2 この条例による改正後の京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る供給料金について適用し、同日前の使用に係る供給料金については、なお従前の例による。

京都府条例第24号

情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した京都府議会(以下「議会」という。)の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る府民及び京都府議会議員(以下「議員」という。)の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な府民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び京都府議会議長(以下「議長」という。)の定める規程をいう。  
 (2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。  
 (3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。  
 (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
 (5) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの(以下「議会等」という。)に対して行われる通知をいう。

(6) 処分通知等 処分（議会等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(7) 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(8) 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 議会等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が別に定めるところにより、議長が別に定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合において、議会等は、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が別に定めるものをもって代えさせることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が別に定める場合には、議長が別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例

等の規定にかかわらず、議長が別に定めるところにより、議長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が別に定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が別に定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が別に定める場合には、議長が別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議

長が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が別に定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる条例の規定に基づく手続等については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）
- (2) 京都府議会運営委員会条例（平成3年京都府条例第17号）
- 2 京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第11条の規定による手続等については、第3条の規定は、適用しない。
- 3 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が別に定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る議長が別に定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であつて当該書面等の区分に応じ議長が別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 京都府条例第25号

#### 京都府議会委員会条例及び京都府政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(京都府議会委員会条例の一部改正)

第1条 京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を次のように改める。

(委員会の公開の原則)

第16条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第17条 削除

第19条第2項中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

第21条に次の1項を加える。

2 委員長は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出について、議長が別に定めるところにより、議長が別に定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条（（代理人又は文書等による意見の陳述））において同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

第22条第1項中「前条」を「前条第1項（（意見を述べようとする者の申出））」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第25条の2第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第26条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が別に定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が別に定めるものをもって代えることができる。

(京都府政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(収支報告)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の状況(以下「収支状況」という。)について、収支報告書(次に掲げる収支状況に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)をもって、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に報告しなければならない。

第11条第2項及び第3項中「収支報告書を」を「収支状況について、収支報告書をもって」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第4項中「より収支報告書を提出する」を「よる報告をする」に、「当該」を「併せて、当該報告に係る」に、「記載された」を「記載され、又は記録された」に、「書類で」を「書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)で」に、「の証拠書類」を「を証することができるもの」に、「記載した報告書」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「添付しなければ」を「提出し、又は提供しなければ」に改める。

第12条中「より収支報告書が提出された」を「よる報告(以下「収支報告」という。)を受けた」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

収支報告に係る収支報告書等(収支報告書、領収書の写し等、活動報告書及び第11条第4項に規定する議長が別に定める書類をいう。以下同じ。)は、当該収支報告を受けた議長において、当該収支報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

第14条第2項中「非公開情報」の右に「が記載され、又は記録された部分」を、「閲覧」の右に「(当該収支報告書等のうち電磁的記録をもって収支報告がされているものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を議長が別に定める方法により表示したものの閲覧。次項において同じ。)」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 京都府議会運営委員会条例（平成3年京都府条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条中「から」を「、第16条、第18条から」に改める。

#### 京都府条例第26号

##### 京都府公立学校情報機器整備等基金条例

(設置)

第1条 府並びに市町村、一部事務組合及び広域連合が行う、その設置する学校(学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)第2条第1項の学校をいう。)における学校教育の情報化の推進のために必要な情報通信機器その他の機器の整備等に要する経費の財源に充てるため、京都府公立学校情報機器整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、一般会計に繰り入れるものとする。

#### 京都府条例第27号

##### 警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の定員に関する条例（昭和35年京都府条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、令和10年4月1日から令和11年3月31日まで、令和12年4月1日から令和13年3月31日まで及び令和14年4月1日から令和15年3月31日までの各期間において、警察官（第3条の規定により、第2条に定める定員の外に置かれている警察官を除く。）の員数が同条に定める定員のうち警察官の定員を定める部分（巡査部長以上の警察



官の階級別定員を定める部分を除き、警察官と警察官以外の職員との合計を定める部分を含む。)を超えることとなるときは、その超える員数の警察官は、80人を超えない範囲内で、同条に定める定員の外に置くことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京都府条例第28号

京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「に基づく」を「第4条の規定による」に、「審査等の事務で規則で定めるもの」を「審査」に、「つき16,000円を超えない範囲内において標準額を基準として規則で定める額」を「つき 12,000円」に改め、同表の10の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第10号

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与事務の処理に関する規則（昭和53年京都府規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第11号

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の32の2の項中「12,700円」を「14,000円」に改め、同表の54の項を削り、同表の55の項中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新手数料」を「警備業認定更新手数料」に改め、同表中同項を54の項とし、56の項を削り、57の項を55の項とし、58の項から61の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の61の2の項の(1)中「(同法)」を「(警備業法)」に改め、同項の(2)から(4)までの規定中「同法」を「警備業法」に改め、同表中同項を60の項とし、61の3の項を61の項とし、61の4の項を61の2の項とし、61の5の項を61の3の項とし、66の項から70の項までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第137号

京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱及び京都府社会福祉施設病休代替職員雇用費補助金交付要綱の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第361号）の一部を次のように改正する。

第1中「要綱」を「告示」に改める。

第2第1項中「要綱」を「告示」に改め、第2第2項中「要綱」を「告示」に、「別表の左欄に掲げる」を「別表第1に定める」に改め、第2第3項中「要綱」を「告示」に、「同表の右欄に掲げる」を「、別表第2に定める」に改め、第2第4項中「要綱」を「告示」に改める。

第3を次のように改める。

（補助金）

第3 第1に規定する補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

第9中「要綱」を「告示」に改め、「、保育所」の右に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

別表を削り、第9の次に次の2表を加える。

別表第1（第2、第3関係）

| 施設種別   | 補助金の額   |
|--|---|
| 保育所、幼保連携型認定こども園、へき地保育所、一時保護所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、救護施設、更生施設、授産施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、社会事業授産施設、女性自立支援施設 | 代替職員1人1日当たり単価5,940円（児童福祉施設等において、この日額単価より低い日額単価を支払う場合は、当該日額単価）に産休代替職員が知事の承認した雇用予定期間の範囲内において児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額 |

別表第2（第2関係）

- 保育士
- 保育教諭
- 看護師
- 介護職員
- 保健師
- 寮母
- 児童生活支援員
- 児童自立支援専門員
- 指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）
- 生活相談員
- 支援員
- セラピスト（作業療法士、理学療法士等）
- 栄養士
- 調理員

2 京都府社会福祉施設病休代替職員雇用費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第58号）の一部を次のように改正する。

- 第1及び第2中「要綱」を「告示」に改める。
- 第3中「別表第1の「2補助率」を「3基準額」に乘じて得た額」を「別表第1に定めるとおり」に改める。
- 第8中「要綱」を「告示」に改め、「保育所」の右に「、幼保連携型認定こども園」を加える。
- 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2、第3関係）

| 施設種別   | 補助金の額  |
|--|--|
| 乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、へき地保育所、一時保護所、救護施設、更生施設、授産施設、社会事業授産施設、女性自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所 | 代替職員1人1日当たり単価5,940円（社会福祉施設において、この日額単価より低い日額単価を支払う場合は、当該日額単価）に勤務日数を乗じて得た額 |

別表第2（第2関係）

- 保育士
- 保育教諭
- 看護師
- 介護職員
- 保健師
- 寮母
- 児童生活支援員
- 児童自立支援専門員
- 指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）
- 生活相談員
- 支援員
- セラピスト（作業療法士、理学療法士等）
- 栄養士
- 調理員



京都府告示第138号

民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱等の一部を改正する告示

（民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱の一部改正）

第1条 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱（昭和53年京都府告示第197号）の一部を次のように改正する。

- 第1中「要綱」を「告示」に改める。
- 第9第1項中「要綱」を「告示」に改め、第9第2項中「（介護療養型医療施設を除く。）」を削る。
- 第10中「要綱」を「告示」に改める。

（指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部改正）

第2条 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成11年京都府告示第384号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「要綱」を「告示」に改める。
- 第2条第3項中「若しくは第3号（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号を含む。）」を削る。
- 第2条の2第1項中「並びに旧法第107条の2第1項」を削る。

第 4 条第 1 項中「並びに旧法第111条」を削る。  
 第 5 条中「及び旧法第113条」を削る。  
 第 9 条を削る。  
 第10条中「別記第10号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同条を第 9 条とする。  
 第11条中「第11号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第10条とする。  
 第12条第 1 項中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同条第 2 項中「第71条第 1 項本文若しくは」を「第71条第 1 項本文又は」に改め、「又は旧法第72条第 1 項本文(旧法第115条の10において準用する場合を含む。)」を削り、「、介護医療院若しくは介護療養型医療施設」を「若しくは介護医療院」に改め、同条を第11条とする。  
 第13条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第12条とする。

別記第 9 号様式を削る。  
 別記第10号様式中「第10号様式(第10条関係)」を「第 9 号様式(第 9 条関係)」に改め、同様式の備考の 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。  
 別記第11号様式中「第11号様式(第11条関係)」を「第 10 号様式(第10条関係)」に改め、同様式の備考の 3 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

(介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱の一部改正)

第 3 条 介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱(平成17年京都府告示第389号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要綱」を「告示」に、「、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改める。

第 2 条、第 3 条及び第21条中「要綱」を「告示」に改める。

(指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱の一部改正)

第 4 条 指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱(平成18年京都府告示第531号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 6 条中「要綱」を「告示」に改める。  
 別記第 1 号様式中

|           |                    |  |  |
|-----------|--------------------|--|--|
| 地域密着型サービス | 夜間対応型訪問介護          |  |  |
|           | 認知症対応型通所介護         |  |  |
|           | 小規模多機能型居宅介護        |  |  |
|           | 認知症対応型共同生活介護       |  |  |
|           | 地域密着型特定施設入居者生活介護   |  |  |
|           | 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 |  |  |

を

|           |                    |  |  |
|-----------|--------------------|--|--|
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護   |  |  |
|           | 夜間対応型訪問介護          |  |  |
|           | 認知症対応型通所介護         |  |  |
|           | 小規模多機能型居宅介護        |  |  |
|           | 看護小規模多機能型居宅介護      |  |  |
|           | 認知症対応型共同生活介護       |  |  |
|           | 地域密着型特定施設入居者生活介護   |  |  |
|           | 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 |  |  |
| 地域密着型通所介護 |                    |  |  |

に、「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、

|               |                  |  |  |
|---------------|------------------|--|--|
| 地域密着型介護予防サービス | 介護予防認知症対応型通所介護   |  |  |
|               | 介護予防小規模多機能型居宅介護  |  |  |
|               | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |  |  |

を

|               |                  |  |  |
|---------------|------------------|--|--|
| 地域密着型介護予防サービス | 介護予防認知症対応型通所介護   |  |  |
|               | 介護予防小規模多機能型居宅介護  |  |  |
|               | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |  |  |
| 介護予防支援        |                  |  |  |
| 第 1 号事業       | 第 1 号訪問事業        |  |  |
|               | 第 1 号通所事業        |  |  |
|               | 第 1 号生活支援事業      |  |  |
|               | 第 1 号介護予防支援事業    |  |  |

に改め、同様式の備考の 7 中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第1号

本 方 機 関  
地 方 機 関  
府 立 学 校  
京都府総合教育センター  
京 都 府 立 図 書 館  
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会報酬等支払事務取扱規程及び京都府教職員給与支払事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会報酬等支払事務取扱規程及び京都府教職員給与支払事務取扱規程の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会報酬等支払事務取扱規程の一部改正)  
第1条 京都府教育委員会報酬等支払事務取扱規程(昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「又は」を「、勤勉手当又は」に改める。

(京都府教職員給与支払事務取扱規程の一部改正)

第2条 京都府教職員給与支払事務取扱規程(昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の右に「、在宅等勤務手当」を加える。

第9条中「又は」を「、勤勉手当又は」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—824

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則(京都府人事委員会規則6—2)の一部を次のように改正する。

第52条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当の支給)

第52条の3 条例第13条の3の規定による在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則6—97

職員の在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)第13条の3の規定により、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は2親等内の親族の住居

(2) 前号に掲げる場所に準じる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 条例第37条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第24条第1号に規定する祝日法に基づく休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命じられた時間を除く。)

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において、必要と認めるときは、条例第13条の3第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命じられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日（その月が給料の月額半額ずつを月2回に支給する月である場合にあっては、先の給料の支給日）に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員が任命権者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。(支給期間等)

第7条 職員が新たに条例第13条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(職員が府費負担教職員である場合の読替え)

第8条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に対して第2条第2号及び第5条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「市町村教育委員会」とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する規則（京都府人事委員会規則15—1）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改め、「通勤手当」の右に「在宅勤務等手当」を加える。

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

京都府人事委員会

委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—825

#### 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—11）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「21回分（）」を「21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、）」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第8条の2第1項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「の職員」の右に「（在宅勤務等（条例第13条の3第1項に規定する勤務をいう。）を行う職員にあつては、在宅勤務等手当を支給される者に限る。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。